

地域活力施設整備支援事業について

氷見市企画政策課

1 目的

地域が総合的視点から主体的、計画的に取り組む必要な社会資本の整備を支援し、住みよい地域づくりを推進するとともに、地域力のより一層の向上に寄与して、地域の持続性を確保します。

2 概要

自治会が地域内の社会資本整備等（新設、改良及び修繕）の計画を策定し、その計画に基づいて、効果的、効率的に実施する事業について財政的、技術的支援を行います。事業の採択に当たっては、市の庁内で組織する選定委員会で必要性や効果性、効率性などの観点から選定します。

3 事業の対象

(1) 対象とする自治会の単位

概ね大字単位で組織する自治会

（旧小学校校区である21地区の自治会組織の一段下位の自治会組織）

(2) 対象となる社会資本施設等

① 対象

道路、河川、水路、公園、広場、交通安全施設、観光施設及び土地改良施設などの公共的な施設（自治会等の管理施設を含む）

② 対象外

- ・ 建築物
- ・ 国、県及び県公安委員会の施設
- ・ 自治会の管理以外の施設で、管理主体に整備の承諾が得られていないもの

4 支援の内容

(1) 財政的支援

- ・ 地域内の社会資本整備計画（3年以内）を他の支援制度や地域力の活用なども含めて策定して申請し、選定委員会で採択が決定された当年度の計画に対して、実施に必要な額の1/2、1地区500千円を限度として補助します。ただし、他の補助制度を活用した場合にその補助裏にその額を充当することはできません。
- ・ 対象となる経費は、自治会が効果的、効率的に実施する整備手法に必要な経費とし、工事費、修繕費、賃金、原材料費、消耗品費及び賃借料などです。

(2) 技術的支援

- ・ 整備計画にある施設を所管する市の各課において、工法等の検討などの技術的な助言等を行います。

5 スケジュール

平成29年8月31日	自治会からの補助金申請期限 施設ごとに申請内容に対する所管課の意見等を集約
9月中旬	市選定委員会を開催
9月下旬	補助金交付決定
10月～	自治会で事業に着手
平成30年3月まで	自治会からの事業完了報告に基づき、現地で完了を確認します。

6 6月補正予算額

1,000千円/地区×1/2(補助率)×20地区=10,000千円